

224 私立法律学校特別監督条規による優等卒業生試験立合人  
決定に付回答  
〔明治二十年十月十八日〕

職第三六三号

本月十九日ヨリ私立法律学校優等卒業生徒ヲ監督条規ニ依リ試験御執行ニ付司法官立合之儀御照会之趣了承即チ大審院検事長名村泰蔵へ右立合被命候間同人へ可然御協議相成度此段及御回答候也

明治二十年十月十八日 司法省総務局長 三好退蔵 印  
帝国大学総長 渡辺洪基殿

明治二十年十月十四日

総長 (渡辺洪基) ④  
書記 (五十嵐恭次) ④

書記官 (永井久一郎) ④

(欄外注記1)

監督私立法律学校優等生徒試験延期之義司法省へ通知案  
(朱書)  
〔乙第三五一号〕

本学監督私立法律学校優等 (卒業) (朱書) 生徒試験之儀本月十九日ヨリ施行可致ニ付司法官会同可成致度及御照会置候処都合有之本  
月廿四日午後一時ヨリ施行候事ニ繰替候間此段更ニ及御通牒候

也

明治二十年十月 帝国大学総長 渡邊洪基

司法省総務局長 三好退蔵殿

明治二十年十月十三日

総長 (渡邊洪基) ④  
書記官 (永井久一郎) ④  
書記 (小野弥一) ④

法科大学教頭 (穂積陳重) ④

(欄外注記2)

監督学校生徒試験之儀ニ付司法省へ照会案  
(朱書) ④  
〔乙第三四四号〕

本月十九日ヨリ (朱書) 〔大約〕 向老週間ヲ期シ午 (抹消) 〔前〕 〔後〕 一時ヨ

リ本学監督私立法律学校優等卒業生徒ヲ監督条規ニ依リ試験可  
致候条司法官 (抹消) (朱書) 〔立会人会〕 同有之候様致度就テハ其官姓  
名御通知相成度此段及御照会候也

明治廿年十月 帝国大学総長 渡邊洪基

司法省総務局長 三好退蔵殿

(欄外注記1)

〔十月十五日送達済〕

(欄外注記2)

〔十月十三日送達済〕

〔諸官庁往復〕自明治十九年至明治二十年、④B5